
定番シリーズ

交通事故 犯罪事実記載例集

第2版

交通事故・事件捜査実務研究会 編著



立花書房

定番シリーズ

交通事故 犯罪事実記載例集

第2版

交通事故・事件捜査実務研究会 編著

立花書房

本書は時々・情勢の必要に応じ、内容を変更・追加等する場合があります。

第2版の監修のことば

令和2年6月、あおり運転に対処するため「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第47号）」が公布されました。

本書の初版は平成30年8月に発刊され、幸いにも第一線で活躍される多くの交通検察官・警察官から高い評価をいただいていたこともあり、この度、上記法改正にかかる事故態様（法2条5、6号）の犯罪事実を新たに盛り込むことを中心として改訂作業をすすめ、第2版を発刊する運びとなりました。

犯罪事実（公訴事実）は、「捜査の到達点」と言われます。

捜査が不十分であれば、犯罪事実（公訴事実）を過不足なく書くことはできません。これに対し、捜査が尽くされ、事案の真相が解明されている場合の犯罪事実（公訴事実）は、一読して事案の全体像を的確に把握できる内容となり、かつ、簡にして要を得たものとなります。それ故、犯罪事実（公訴事実）は、「捜査の投影」と称されることもあります。

また、犯罪事実（公訴事実）は、「捜査の羅針盤」の役目を果たすと言われることもあります。つまり、捜査が終結に至る前でも、ある程度事案の全体像が明らかになった段階で犯罪事実（公訴事実）を起案してみると、全てを書くことができないことがあります。その場合、その空白部分が捜査が足りない事項として浮かび上がってきますので、今後の捜査の指針とすることが可能となるのです。

本書の監修に当たっては、実務の現場で手軽に利用できるコンパクトで使い勝手の良い構成・内容を心がけ、過失内容の表現等は、できるだけ実務で一般的に用いられるものにそろえるよう留意しています。本書の過失構成、文章表現はオーソドックスと評してよいと思いますので、犯罪事実（公訴事実）を「捜査の到達点」として起案する場合であっても、「捜査の羅針盤」として起案する場合であっても、本書は犯罪事実記載例集として適書であると考えています。

本書の編著に当たった林信好副検事は、現在、仙台地検において交通捜査の要として活躍されています。

交通捜査のエキスパートの手による本書が、交通捜査の第一線で実務に臨んでいる検察官・警察官のお役に立つことを心から願っています。また、幹部捜査官の皆様におかれましては、本書を、事件決裁や部下の指導等に活用していただければ幸いに存じます。

令和4年3月

交通事故・事件捜査実務研究会顧問
前東京区検察庁公判部長

木村 昇一（監修）

第2版はしがき

本書「定番シリーズ 交通事故犯罪事実記載例集」は、平成30年7月、「自動車事故犯罪事実実務必携」（交通事故・事件実務研究会編、立花書房）をベースに編著されたものであり、ベストセラーとはいえないまでも、幸いなことに版を重ねることができた。

平成29年6月に発生したいわゆる東名高速あおり運転致死事件を契機に、被疑車両が、被害車両の直前に停止する行為が危険運転致死傷罪2条4号「人や車の通行を妨害する目的により、重大な交通の危険を生じさせる速度で、被害車両の直前に進入して著しく接近させる類型」の実行行為に該当するかという問題が生じたため、令和2年に法改正が実施され、新たに5号として「通行妨害目的により、重大な交通の危険を生じさせる速度で走行中の被害車両の前方で、被疑車両を停止させて被害車両に著しく接近させる類型」、6号として「高速道路又は自動車専用道路において、通行妨害目的により、走行中の被害車両の前方で、被疑車両を停止させて著しく接近させ、被害車両を停止又は徐行させる類型」を新設して、この問題について解決が図られたことから、前掲の「自動車事故犯罪事実作成実務必携」について、この法改正を踏まえて、全面的に改訂作業を進め、令和3年9月、第2版として出版するに至ったものである。

この度、立花書房出版部長馬場野武氏から、「本書でも、危険運転致死傷罪2条5号及び6号の記載例を掲載して実務に役立てる必要があるのではないか。」という話をもちかけられ、携行に便利なコンパクトサイズで使い勝手がいいという評判をいただいている本書についても改訂作業を行う必要を認め、新設された妨害目的による事故を新たに掲載することを中心に改訂作業を進め、第2版として、出版するに至った。

本改訂版が広く現場で使用されたり、交通事故捜査に係る第一線の方々のお役に立つことができたりすれば、編著者として、望外の喜びである。

最後に、本改訂版を出版するに当たり、企画の立ち上げ等から、編集、校正等全般にわたり御尽力いただいた立花書房出版部長馬場野武氏を始め、同部参与本山進也氏らには校正等でお世話になった。

この場を借りて厚く御礼申し上げます。

令和4年3月

交通事故・事件捜査実務研究会会員
仙台地方検察庁刑事部

林 信好（編著者）

推薦のことば

このたび、本書「定番シリーズ 交通事故犯罪事実記載例集」が出版されることとなった。

本書の編著を担当した林信好氏は、現在、東京地方検察庁交通部で精力的に捜査実務をこなし、後輩の指導にも当たる、極めて優秀な検察官である。

また、監修に当たった木村昇一氏は、東京地方検察庁交通部等で交通事故事件捜査を長年経験し、立川区検察庁統括副検事や法務省に設置された法務総合研究所の教官として、交通事故・事件捜査の実務、決裁及び研究に深く関わってきた、この道のエキスパートである。

私は、本書の校正段階でその原稿を閲読したが、この二人が手がけた本書の内容は、収録すべき記載例の選定の的確さ、収録された記載例における過失認定の妥当性と書きぶりの正確さ、利用者の理解のしやすさに配慮した収録記載例の配置の順序等において、どれをとっても優れており、さすがにそれぞれの高度な知見に基づく、良書が出来上がったものだと感じた次第である。

交通事故事件の犯罪事実においては、過失の構成は事故の態様によって変わってくるし、また、人によってその書きぶりにも差異が生じるものである。

交通事故事件の犯罪事実の書き方に関する書物は多数刊行され、その記載内容もそれぞれ特徴があり、その中からどれを選ぶべきかで迷う読者も多いことと思われる。

本書は、前記のと通りの優れた内容を誇りながら、しかもそれが携行に便利なコンパクトサイズにまとめられている。

交通事故事件捜査の現場で日夜奮闘する、多くの警察官が愛用できる執務参考資料として、自信を持って推薦したい一冊である。

平成 30 年 7 月

交通事故・事件捜査実務研究会顧問
東京区検察庁上席の検察官兼総務部長 殿井 憲一

は し が き

本書「定番シリーズ 交通事故犯罪事実記載例集」は、平成 27 年 8 月に刊行された「自動車事故犯罪事実作成実務必携～危険運転・過失運転致死傷から交通重過失等まで～」(交通事故・事件捜査実務研究会編、立花書房)をベースに編著されたものです。

編著に当たっては、交通事故の捜査に携わっている第一線の警察官・検察官が、執務の現場で、手軽に利用できる使い勝手のいい構成・内容にすることを心がけました。

例えば、掲載事例は実践的なものに絞り込む一方で、実務でよく扱う事故類型については、同じ事故類型であっても複数の記載例を掲載してバリエーションに富んだ内容になるようにしました。

その結果、掲載事例の総数は 258 件と、前書のそれよりもコンパクトになりましたが、我々が通常扱う交通事故態様に対応した犯罪事実はほとんど網羅され、内容的にも厚みが増したものとなっています。

また、過失内容の表現等は、なるべく実務で一般的に用いられる表現等にそろえています。

一般刑事事件とは異なり、交通事故においては、過失犯の構成要件の主要な要素をなす「注意義務違反」が具体的にどのような内容かは、構成要件には明示されていません(「開かれた構成要件」)。

交通事故を起こす原因となったいくつかの不注意な行為のうち、何を過失と認定するかについては、「結果に近接した最終の不注意な行為のみを過失としてとらえる。」とする考え方があります。

これが段階的過失論あるいは直近過失論です。

しかし、交通事故は、その態様や原因が複雑であり、過失を一つに特定することが困難な場合が少なからずあります。

そこで、実務では、直近唯一の過失に限らず、過失が併存することもあるという考え方（過失併存説）も広く用いられています。

本書は、「段階的過失論あるいは直近過失論」、「過失併存説」のいずれかに与するという立場には立たず、オーソドックスな事例を想定し、その事例についてのオーソドックスな過失構成を記載しました。

本書には、多様な過失構成の記載例が収録されていますので、皆様が扱っている交通事故の過失を整理して絞り込んでいく過程、あるいは、過失の併存を認定する過程で、本書の記載ぶりを参考にいただければ、幸いです。

ただ、御留意いただきたいのは、交通事故にはそれぞれ特徴、個性がありますから、その特徴、個性を無視して定型的な犯罪事実記載例に当てはめるのではなく、交通事故の実態に即した犯罪事実を起案していただきたいという点です。

最後になりましたが、本書の出版に当たり、株式会社立花書房出版部次長馬場野武氏、同部参与本山進也氏らに大変お世話になりましたことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 7 月

東京区検察庁刑事部副部長

木村 昇一（監 修）

東京地方検察庁交通部

林 信好（編著者）

定番シリーズ 交通事故犯罪事実記載例集（第2版）／目次

第2版の監修のことば

第2版はしがき

推薦のことば

は し が き

第1章 危険運転致死傷（2条）

第1節 アルコールの影響による事故 1号

記載例1	酒 酔 い ①	1
記載例2	酒 酔 い ②	2
記載例3	酒 酔 い ③	3
記載例4	酒 酔 い ④	3
記載例5	酒 酔 い ⑤	4

第2節 薬物の影響による事故 1号

記載例6	薬物の影響 ①	5
記載例7	薬物の影響 ②	6
記載例8	薬物の影響 ③	6

第3節 制御困難な高速度による事故 2号

記載例9	制御困難な高速度	7
------	----------	---

第4節 技能未熟運転による事故 3号

記載例10	技能未熟運転	8
-------	--------	---

第5節 妨害目的による事故 4号

記載例11	妨害目的（4号） ①	9
記載例12	妨害目的（4号） ②	10

第6節 妨害目的による事故 **5号**

記載例 13	妨害目的（5号）①	11
記載例 14	妨害目的（5号）②	12
記載例 15	妨害目的（5号）③	13
記載例 16	妨害目的（5号）④	13
記載例 17	妨害目的（5号）⑤	14

第7節 妨害目的による事故 **6号**

記載例 18	妨害目的（6号）①	15
記載例 19	妨害目的（6号）②	16
記載例 20	妨害目的（6号）③	17
記載例 21	妨害目的（6号）④	18

第8節 赤色信号殊更無視による事故 **7号**

記載例 22	赤色信号殊更無視 ①	19
記載例 23	赤色信号殊更無視 ②	20
記載例 24	赤色信号殊更無視 ③	21

第9節 通行禁止道路進行による事故 **8号**

記載例 25	通行禁止道路進行 ①	22
記載例 26	通行禁止道路進行 ②	22
記載例 27	通行禁止道路進行 ③	23
記載例 28	通行禁止道路進行 ④	23
記載例 29	通行禁止道路進行（無免許）⑤	24

第2章 危険運転致死傷（3条）

第1節 アルコールの影響による事故 **1項**

記載例 30	アルコールの影響 ①	25
記載例 31	アルコールの影響 ②	26
記載例 32	アルコールの影響 ③	26

記載例 33	アルコールの影響 ④	27
記載例 34	アルコールの影響 ⑤	28
記載例 35	アルコールの影響 ⑥	28
記載例 36	アルコールの影響 ⑦	29
記載例 37	アルコールの影響 ⑧	29
記載例 38	アルコールの影響 ⑨	30
記載例 39	アルコールの影響 ⑩	30

第2節 薬物の影響による事故 1項

記載例 40	薬物の影響 ①	31
記載例 41	薬物の影響 ②	32
記載例 42	薬物の影響 ③	32
記載例 43	薬物の影響 ④	33
記載例 44	薬物の影響 ⑤	33
記載例 45	薬物の影響 ⑥	34
記載例 46	薬物の影響 ⑦	34
記載例 47	薬物の影響 ⑧	35
記載例 48	薬物の影響 ⑨	35
記載例 49	薬物の影響 ⑩	36

第3節 政令で定める病気の影響による事故 2項

記載例 50	てんかん発作 ①	37
記載例 51	てんかん発作 ②	38
記載例 52	てんかん発作 ③	38
記載例 53	てんかん発作 ④	39
記載例 54	てんかん発作 ⑤	40
記載例 55	失 神 ①	41
記載例 56	失 神 ②	42
記載例 57	低血糖症の影響	43
記載例 58	睡眠障害	44

第3章 アルコール等影響発覚免脱

第1節 濃度増加・濃度減少

記載例 59	アルコール等影響発覚免脱（濃度増加） ①	45
記載例 60	アルコール等影響発覚免脱（濃度減少） ②	46

第4-1章 過失運転致死傷（自動車対自動車）

第1節 過失運転致死傷

記載例 61	前方不注意 ①	47
記載例 62	前方不注意（不救護・不申告） ②	48
記載例 63	前方不注意（酒気帯び） ③	49
記載例 64	前方不注意（酒気帯び、不救護・不申告） ④	50

第2節 追突事故

記載例 65	動静不注意 ①	51
記載例 66	動静不注意 ②	52
記載例 67	動静不注意 ③	53
記載例 68	動静不注意（不救護・不申告） ④	54
記載例 69	動静不注意（不救護・不申告） ⑤	55
記載例 70	動静不注意（不救護・不申告） ⑥	56
記載例 71	動静不注意（酒気帯び） ⑦	57
記載例 72	動静不注意（酒気帯び） ⑧	58
記載例 73	動静不注意（酒気帯び） ⑨	59
記載例 74	動静不注意（酒気帯び） ⑩	60
記載例 75	動静不注意（酒気帯び、不救護・不申告） ⑪	61
記載例 76	車間距離不保持 ①	62
記載例 77	車間距離不保持 ②	63
記載例 78	ブレーキ操作の誤り（酒気帯び、不救護・不申告）	64

第3節 交通整理の行われている交差点での事故

記載例 79	赤色信号無視（右折） ①	65
記載例 80	赤色信号無視（直進）（不救護・不申告） ②	66
記載例 81	赤色信号看過（直進）（酒気帯び） ①	67
記載例 82	赤色信号看過（直進） ②	68
記載例 83	赤色信号看過（直進） ③	68
記載例 84	赤色信号看過（直進） ④	69
記載例 85	赤色信号看過（直進） ⑤	70
記載例 86	赤色信号看過（直進） ⑥	71
記載例 87	赤色信号看過（直進） ⑦	72
記載例 88	赤色信号看過（直進） ⑧	73
記載例 89	赤色信号看過（直進） ⑨	74
記載例 90	赤色信号看過（直進） ⑩	75
記載例 91	赤色信号看過（直進） ⑪	76
記載例 92	赤色信号看過（直進）（酒気帯び） ⑫	77
記載例 93	赤色信号看過（直進）（酒気帯び） ⑬	78
記載例 94	赤色信号看過（直進）（酒気帯び） ⑭	79
記載例 95	赤色信号看過（直進） ⑮	80
記載例 96	赤色信号看過（右折） ⑯	80
記載例 97	赤色信号看過（右折） ⑰	81
記載例 98	赤色信号看過（右折） ⑱	82
記載例 99	黄色信号無視（直進）	83
記載例 100	前方不注視（右折） ①	84
記載例 101	前方不注視（右折） ②	85
記載例 102	前方不注視（右折） ③	85
記載例 103	前方不注視（右折） ④	86
記載例 104	前方不注視（右折）（酒気帯び） ⑤	87
記載例 105	前方不注視（右折）（酒気帯び、不救護・不申告） ⑥	88
記載例 106	合図不履行（右折）（不救護・不申告）	89
記載例 107	一時不停止（右折） ①	90
記載例 108	一時不停止（右折）（不申告） ②	91
記載例 109	直進方向以外進行禁止標識無視・合図不履行（左折）	92
記載例 110	安全不確認（左折）（不救護・不申告）	93
記載例 111	合図不履行（左折）（不救護・不申告）	94

第4節 交通整理の行われていない交差点での事故

記載例 112	左右の見通しの困難な交差点での事故	95
記載例 113	一時停止標識無視（直進） ①	96
記載例 114	一時停止標識無視（直進）（不救護・不申告） ②	97
記載例 115	一時停止標識無視（直進）（不救護・不申告） ③	98
記載例 116	一時停止標識無視（直進）（不救護・不申告） ④	99
記載例 117	一時停止標識無視（右折）（不救護・不申告） ⑤	100
記載例 118	一時停止標識看過（直進）	101
記載例 119	優先妨害等（直進）（不救護・不申告）	102
記載例 120	前方不注意（直進） ①	103
記載例 121	前方不注意（直進） ②	104
記載例 122	一時不停止（直進） ①	105
記載例 123	一時不停止・不徐行（直進） ②	106
記載例 124	動静不注意（直進）	107
記載例 125	前方不注意（右折） ①	108
記載例 126	前方不注意（右折） ②	109
記載例 127	前方不注意（右折）（不救護・不申告） ③	110
記載例 128	赤色点滅信号無視（直進）	111
記載例 129	不 徐 行（直進）（酒気帯び） ①	112
記載例 130	不 徐 行（直進）（無車検・無保険） ②	113
記載例 131	高 速 度（直進）（不救護・不申告）	114
記載例 132	前方不注意（右折） ①	115
記載例 133	前方不注意（右折）（酒気帯び、不申告） ②	116
記載例 134	前方不注意（左折） ③	117
記載例 135	一時不停止（右折） ①	118
記載例 136	一時不停止・不徐行（右折） ②	119
記載例 137	安全不確認（左折） ①	120
記載例 138	安全不確認（左折）（不救護・不申告） ②	121
記載例 139	動静不注意（左折）	122
記載例 140	合図不履行・安全不確認（左折）	122

第5節 進路変更時の事故

記載例 141	進 路 変 更 ①	123
記載例 142	進 路 変 更 ②	124

記載例 143	進路変更 ③	124
記載例 144	進路変更 ④	125
記載例 145	進路変更 ⑤	126
 第6節 転回時の事故		
記載例 146	転回 ①	127
記載例 147	転回 ②	128
記載例 148	転回 ③	129
記載例 149	転回（不救護・不申告） ④	130
記載例 150	転回（酒気帯び） ⑤	131
 第7節 追越し・追抜き時の事故		
記載例 151	追越し ①	132
記載例 152	追越し（不救護・不申告） ②	133
記載例 153	追越し（酒気帯び） ③	134
記載例 154	追抜き	135
 第8節 発進時の事故		
記載例 155	発進時の事故（不救護・不申告） ①	136
記載例 156	発進時の事故（不救護・不申告） ②	137
 第9節 後退時の事故		
記載例 157	後退時の事故 ①	138
記載例 158	後退時の事故（不救護・不申告） ②	139
記載例 159	後退時の事故（不救護・不申告） ③	140
 第10節 路外施設に進入時の事故		
記載例 160	路外施設に進入 ①	141
記載例 161	路外施設に進入 ②	142
記載例 162	路外施設に進入（不救護・不申告） ③	143
記載例 163	路外施設に進入（不救護・不申告） ④	144

第 11 節 路外施設から進出時の事故

記載例 164	路外施設から進出 ①	145
記載例 165	路外施設から進出 ②	146
記載例 166	路外施設から進出 ③	146

第 12 節 危険な場所を通過する際の事故

記載例 167	右に湾曲した道路（酒気帯び）	147
記載例 168	左に湾曲した道路	148
記載例 169	路面凍結道路	149

第 13 節 運転を避止・中止しなかったことによる事故

記載例 170	げ ん 惑	150
記載例 171	居 眠 り	151

第 14 節 積 荷 事 故

記載例 172	積 荷 事 故 ①	152
記載例 173	積 荷 事 故 ②	153

第 15 節 ハンドル・ブレーキ操作不的確による事故

記載例 174	ハンドル操作の誤り（酒気帯び） ①	154
記載例 175	ハンドル操作の誤り ②	155
記載例 176	ハンドル操作の誤り ③	155
記載例 177	ブレーキ操作の誤り ①	156
記載例 178	ブレーキ操作の誤り（酒気帯び） ②	157

第 16 節 ドア開扉事故

記載例 179	ド ア 開 扉	158
---------	---------	-----

第 4-2 章 過失運転致死傷（自動車対自転車）

第 1 節 交通整理の行われている交差点での事故

記載例 180	赤色信号無視	159
記載例 181	赤色信号看過 ①	160
記載例 182	赤色信号看過 ②	161
記載例 183	赤色信号看過（不救護・不申告） ③	162
記載例 184	赤色信号看過 ④	163
記載例 185	赤色信号看過 ⑤	164
記載例 186	黄色信号無視 ①	165
記載例 187	黄色信号無視 ②	166
記載例 188	黄色信号看過	167
記載例 189	前方不注視 ①	168
記載例 190	前方不注視（左折） ②	169
記載例 191	前方不注視（左折） ③	170
記載例 192	横断歩道上の事故（前方不注視）	171

第 2 節 交通整理の行われていない交差点での事故

記載例 193	前方不注視（直進） ①	172
記載例 194	前方不注視（直進） ②	173
記載例 195	前方不注視・左折方向以外進行禁止標識無視（右折） ③	174
記載例 196	前方不注視・一時停止標識看過（右折） （不救護・不申告） ④	175
記載例 197	前方不注視（左折） ⑤	176
記載例 198	前方不注視（左折） ⑥	177
記載例 199	一時停止標識無視（直進）	178
記載例 200	不徐行（直進）	178

第 3 節 交差点以外の場所での事故

記載例 201	前方不注視（酒気帯び）	179
記載例 202	動静不注視 ①	180
記載例 203	動静不注視（不救護・不申告） ②	181

第4節 交差点以外の横断歩道・自転車横断帯での事故

記載例 204	赤色信号看過 ①	182
記載例 205	赤色信号看過 ②	183
記載例 206	赤色信号看過 ③	184
記載例 207	黄色信号無視	184
記載例 208	安全不確認	185

第5節 後退・路外施設への進入時の事故

記載例 209	後 退	186
記載例 210	路外施設への右折進入	186

第6節 その他の過失運転致死傷

記載例 211	対向自転車との事故	187
---------	-----------	-----

第4-3章 過失運転致死傷（自動車対歩行者）

第1節 交通整理の行われている交差点の横断歩道での事故

記載例 212	赤色信号看過 ①	188
記載例 213	赤色信号看過 ②	189
記載例 214	赤色信号看過 ③	190
記載例 215	赤色信号看過 ④	190
記載例 216	前方不注視（不救護・不申告） ①	191
記載例 217	前方不注視 ②	192
記載例 218	前方不注視（右折） ③	193
記載例 219	前方不注視（左折） ④	194
記載例 220	前方不注視（左折） ⑤	195
記載例 221	動静不注視	195
記載例 222	残留横断歩行者不確認	196

第2節 交通整理の行われていない交差点の横断歩道での事故

記載例 223	横断歩行者不確認	197
記載例 224	前方不注視 ①	198
記載例 225	前方不注視 ②	199
記載例 226	前方不注視 ③	200
記載例 227	前方不注視 ④	201

第3節 交差点以外の場所の横断歩道での事故

記載例 228	げ ん 惑	202
記載例 229	赤色信号看過 ①	203
記載例 230	赤色信号看過 ②	203
記載例 231	前方不注視 ①	204
記載例 232	前方不注視 ②	204

第4節 横断歩道以外の場所での事故

記載例 233	後退時の事故	205
記載例 234	前方不注視 ①	206
記載例 235	前方不注視 ②	206
記載例 236	前方不注視（不救護・不申告） ③	207
記載例 237	前方不注視（不救護・不申告） ④	208
記載例 238	前方不注視（酒気帯び） ⑤	209
記載例 239	動静不注視	210
記載例 240	ハンドル操作の誤り ①	211
記載例 241	ハンドル操作の誤り ②	211
記載例 242	ハンドル・ブレーキ操作の誤り	212
記載例 243	アクセル・ブレーキ操作の誤り	213
記載例 244	居 眠 り ①	214
記載例 245	居 眠 り ②	214
記載例 246	居 眠 り（不救護・不申告） ③	215
記載例 247	側方間隔不保持	216
記載例 248	路外施設から後退して道路に進出	216

第5章 過失・重過失・業務上過失傷害

第1節 過失傷害（刑法209条）

記載例 249	過失傷害	217
記載例 250	黄色信号看過	218
記載例 251	不徐行	218
記載例 252	動静不注視	219
記載例 253	動静不注視・側方間隔不保持	220
記載例 254	側方間隔不保持	221
記載例 255	前方不注視	221
記載例 256	左後方の安全不確認	222
記載例 257	脇見	222
記載例 258	一時停止標識無視	223

第2節 重過失傷害（刑法211条後段）

記載例 259	赤色信号無視 ①	224
記載例 260	赤色信号無視 ②	225
記載例 261	赤色信号無視 ③	226
記載例 262	赤色信号無視・動静不注視 ④	227
記載例 263	赤色信号看過 ①	228
記載例 264	赤色信号看過 ②	229
記載例 265	無灯火	229

第6章 その他

第1節 特殊な形態の事故

記載例 266	停車時の事故	230
記載例 267	違法駐車に起因する事故	231
記載例 268	ドア開扉	232

交通事故・事件捜査実務研究会顧問等略歴	233
---------------------	-----

第1章 危険運転致死傷（2条）

第1節 アルコールの影響による事故 1号

記載例

1

酒 酔 い ①

被疑者は、年月日午後11時15分頃、場所付近道路において、運転開始前に飲んだ酒の影響により、前方注視及び運転操作が困難な状態で、普通自動二輪車を時速約50キロメートルで走行させ、もってアルコールの影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させたことにより、その頃、同所先道路において、左前方を〇〇方面から〇〇方面に向かい自車と同一方向に進行中の〇〇〇〇〇（当時〇〇歳）運転の自転車に気付かず、同人の右肘に自車左側バックミラーを衝突させ、よって、同人に全治約〇〇日間を要する右上腕部切創の傷害を負わせたものである。

被疑者は、**年月日**午後6時3分頃、**場 所**所在の飲食店「〇〇」駐車場において、運転開始前に飲んだ酒の影響により、前方注視及び運転操作が困難な状態で、普通貨物自動車を発進させてこれを走行させ、もってアルコールの影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させたことにより、同日午後6時5分頃、**場 所**付近道路において時速約30キロメートルで走行中、仮眠状態に陥り、同状態のまま約22.1メートル進行して覚醒し、その頃、同所先道路において、自車進路前方で信号に従い前車に続いて停止していたA（当時〇〇歳）運転の普通自動二輪車を前方約10.1メートルの地点に認めたが、急制動の措置を講じる間もなく、同自動二輪車に自車前部を衝突させ、その衝撃により同自動二輪車を前方に押し出し、同自動二輪車をその前方で停止していた普通貨物自動車後部に衝突させ、よって、同人に加療約2週間を要する頭部打撲傷等の傷害を負わせたものである。

第2章 危険運転致死傷（3条）

第1節 アルコールの影響による事故 1項

記載例 30 アルコールの影響 ①

被疑者は、**日 時**頃、普通乗用自動車を運転し、**場 所**を〇〇方面から〇〇市方面に向かい時速約 50 キロメートルで進行するに当たり、運転開始前に飲んだ酒の影響により、前方注視及び運転操作に支障がある状態で同車を運転し、もってアルコールの影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、その頃、同所において、その影響により前方注視及び運転操作が困難な状態に陥り、**日 時**・**場 所**付近道路において、自車を対向車線に進出させ、折から対向進行してきた〇〇〇〇（当時〇〇歳）運転の原動機付自転車に自車前部を衝突させて、同人を同自転車もろとも路上に転倒させて、同人に加療約 4 週間を要する外傷性クモ膜下血腫等の傷害を負わせたものである。

被疑者は、**日 時**頃、普通乗用自動車を運転し、**場 所**を〇〇方面から〇〇方面に向かい時速約〇〇キロメートルで進行するに当たり、運転開始前に飲んだ酒の影響により、前方注視及び運転操作に支障がある状態で同車を運転し、もってアルコールの影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、**日 時**頃、**場 所**先道路において、その影響により前方注視及び運転操作が困難な状態に陥り、その頃、同所において、折から信号に従い一時停止中の〇〇〇〇（当時〇〇歳）運転の普通乗用自動車後部に自車前部を衝突させて、同人に加療約4週間を要する頸椎捻挫等の傷害を負わせたものである。

被疑者は、**日 時**頃、普通乗用自動車を運転し、**場 所**を〇〇方面から〇〇方面に向かい時速約15キロメートルで進行するに当たり、運転開始前に飲んだ酒の影響により、前方注視及び運転操作に支障がある状態で同車を運転し、もってアルコールの影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、その頃、**場 所**において、その影響により前方注視及び運転操作が困難な状態に陥り、折から同所先の信号機により交通整理の行われている交差点入口の停止線手前で信号に従い停止中の〇〇〇〇（当時〇〇歳）運転の普通乗用自動車後部に自車前部を衝突させて、同人に加療約1週間を要する頸椎捻挫の傷害を負わせたものである。

第3章 アルコール等影響発覚免脱

第1節 濃度増加・濃度減少

記載例 59 アルコール等影響発覚免脱（濃度増加） ①

被疑者は、**日 時**頃、普通乗用自動車を運転し、**場 所**付近道路を〇〇方面から〇〇方面に向かい時速約70キロメートルで進行するに当たり、運転開始前に飲んだ酒の影響により、前方注視及び運転操作に支障がある状態で同車を運転し、もってアルコールの影響により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転し、その際、前方左右を注視し、進路の安全を確認しつつ進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、脇見をして、前方左右を注視せず、道路の安全を十分確認しないまま漫然前記速度で進行した過失により、折から進路前方で一時停止中の〇〇〇〇（当時〇〇歳）運転の普通乗用自動車に気付かず、同車後部に自車前部を衝突させ、よって、同人に加療約4週間を要する頸椎捻挫等の傷害を負わせ、さらに、その頃、同所付近において、その運転の時のアルコールの影響の有無又は程度が発覚することを免れる目的で、缶ビール3本を摂取し、もってアルコールの影響の有無又は程度が発覚することを免れるべき行為をしたものである。

被疑者は、**日 時**頃、大型貨物自動車を運転し、**場 所**付近道路を〇〇方面から〇〇方面に向かい時速約 60 キロメートルで進行するに当たり、運転開始前に飲んだ酒の影響により、前方注視及び運転操作に支障がある状態で同車を運転し、もってアルコールの影響により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転し、その際、前方左右を注視し、進路の安全を確認しつつ進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、同乗者との会話に気を取られて、前方左右を注視せず、進路の安全を十分確認しないままに漫然進行した過失により、折から前方を右方から左方に向かい横断進行してきた〇〇〇〇(当時〇〇歳)を右前方約 15 メートルの地点に認めて急制動の措置をとったが間に合わず、同人に自車前部を衝突させて同人を路上に転倒させ、よって、同人に全身打撲等の傷害を負わせ、即時同所において、同人を前記傷害により死亡させ、さらに、同日〇時〇分頃から〇時〇分頃までの約〇時間にわたり、その運転の時のアルコールの有無又は程度が発覚することを免れる目的で、事故現場から逃走して自宅で過ごすなどし、もってアルコールの影響の有無又は程度が発覚することを免れるべき行為をしたものである。

第4-1章 過失運転致死傷（自動車対自動車）

第1節 過失運転致死傷

記載例

61

前方不注視 ①

被疑者は、**日 時**頃、普通乗用自動車を運転し、**場 所**先道路を〇〇方面から〇〇方面に向かい進行するに当たり、前方左右を注視し、進路の安全を確認しながら進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、前方左右を注視せず、進路の安全を十分確認しないまま漫然前記速度で進行した過失により、折から進路前方で停止中のA（当時〇〇歳）運転の普通乗用自動車を前方約27.4メートルの地点に認め、急制動の措置を講じたが及ばず、同車後部に自車前部を衝突させ、よって、同人に加療約20日間を要する左肩打撲傷等の傷害を、同人運転車両の同乗者B（当時〇〇歳）に加療約30日間を要する前額部挫創等の傷害をそれぞれ負わせたものである。

被疑者は

第1 **日時**頃、普通乗用自動車を運転し、**場所**先道路を〇〇方面から〇〇方面に向かい進行するに当たり、前方左右を注視し、進路の安全を確認しながら進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、前方左右を注視せず、進路の安全を十分確認しないまま漫然時速約60キロメートルで進行した過失により、折から進路前方で減速中のA（当時〇〇歳）運転の普通乗用自動車をその手前約15.7メートルの地点で認め、左転把及び急制動の措置を講じたが間に合わず、同車左後部に自車右前部を衝突させ、よって、同人に加療約3週間を要する腰部挫傷等の傷害を、同人運転車両の同乗者B（当時〇〇歳）に加療約2週間を要する頸椎捻挫の傷害をそれぞれ負わせた

第2 前記日時場所において、前記車両を運転中、前記のとおりAらに傷害を負わせる交通事故を起こし、もって自己の運転に起因して人に傷害を負わせたのに、直ちに車両の運転を停止して同人らを救護する等必要な措置を講ぜず、かつ、その事故発生の日時及び場所等法律の定める事項を、直ちに最寄りの警察署の警察官に報告しなかった

ものである。

第4-2章 過失運転致死傷（自動車対自転車）

第1節 交通整理の行われている交差点での事故

記載例 180 赤色信号無視

被疑者は、**日 時**頃、普通乗用自動車を運転し、**場 所**先の信号機により交通整理の行われている交差点を〇〇方面から〇〇方面に向かい時速約18キロメートルで直進するに当たり、同交差点手前の停止線手前約35.5メートルの地点で同交差点の対面信号機が赤色の灯火信号を表示しているのを認めたのであるから、同信号表示に従い同停止線手前で停止すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、同停止線手前で停止することなく漫然時速約13キロメートルに減速したのみで進行した過失により、折から同交差点入口に設けられた横断歩道上を信号に従い右方から左方に向かい横断進行中の〇〇〇〇（当時〇〇歳）運転の自転車に気付かず、同自転車に自車前部を衝突させて同自転車もろとも同人を路上に転倒させ、よって、同人に加療約3週間を要する頭部打撲等の傷害を負わせたものである。

被疑者は、**日 時**頃、普通乗用自動車を運転し、**場 所**先の信号機により交通整理の行われている交差点を〇〇方面から〇〇方面に向かい直進するに当たり、同交差点の対面信号機の信号表示に留意し、これに従って進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、同信号表示に留意せず、同信号機が赤色の灯火信号を表示しているのを看過したまま漫然時速約 40 キロメートルで進行した過失により、折から同交差点入口に設けられた自転車横断帯が併設された横断歩道上を信号に従い左方から右方に向かい横断進行してきた〇〇〇〇（当時〇〇歳）運転の自転車を左前方約 7.3 メートルの地点に認め、右急転把及び急制動の措置を講じたが間に合わず、同自転車に自車右前部を衝突させて同自転車もろとも同人を路上に転倒させ、よって、同人に全治約 6 週間を要する左上腕骨骨折等の傷害を負わせたものである。

第4-3章 過失運転致死傷（自動車対歩行者）

第1節 交通整理の行われている交差点の横断歩道での事故

記載例 212 赤色信号看過 ①

被疑者は、**日 時**頃、大型貨物自動車を運転し、**場 所**先の信号機により交通整理の行われている交差点を〇〇方面から進行してきて、信号に従い同交差点の直前で一時停止した後〇〇方面に向かい発進して直進するに当たり、同信号表示に留意し、これに従うべきことはもちろん、同横断歩道による横断歩行者の有無及びその安全を確認しながら発進して進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、同信号機がいまだ赤色の灯火信号を表示しているのを看過し、同横断歩道による横断歩行者の有無及びその安全を十分確認しないまま漫然発進して時速約4ないし5キロメートルで進行した過失により、折から同横断歩道上を信号に従い左方から右方に向かい手押し車を押して横断歩行中の〇〇〇〇（当時〇〇歳）に気付かず、同人に自車前部を衝突させて同人を路上に転倒させた上、同人を自車車底部に巻き込みれき過し、よって、同人に全治約2か月間を要する左鎖骨遠位端骨折等の傷害を負わせたものである。

被疑者は、**日 時**頃、原動機付自転車を運転し、**場 所**先の信号機により交通整理の行われている交差点を〇〇方面から〇〇方面に向かい直進するに当たり、太陽光線を前方から受け、同交差点の対面信号機の有無及びその信号表示の確認が困難であったから、徐行するなどして同信号機を早期に発見し、同信号機の表示に従って進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、徐行せず、同信号機を見落とし、同信号機が赤色の灯火信号を表示しているのを看過したまま漫然時速約 30 キロメートルで進行した過失により、折から同交差点入口に設けられた横断歩道上を信号に従い左方から右方に向かい横断歩行してきた〇〇〇〇（当時〇〇歳）を前方約 10 メートルの地点に認め、急制動の措置を講じたが間に合わず、同人に自転車前部を衝突させて同人を路上に転倒させ、よって、同人に全治約 1 か月間を要する顔面多発性挫傷等の傷害を負わせたものである。

第5章 過失・重過失・業務上過失傷害

第1節 過失傷害（刑法 209 条）

記載例 249 過失傷害

被疑者は、**年月日** 午後 2 時 30 分頃、自転車を運転し、**場所** 先の幅員 3 メートルの狭隘な道路を〇〇方面から〇〇方面に向かい時速約 10 キロメートルで進行してきて、進路前方約 2.6 メートルの地点を自車と同一方向に向かい歩行中の〇〇〇〇（当時 〇〇歳）を認め、同人の右側方を通行するに当たり、対向車両が進行してきたのであるから、直ちに制動措置を講じて、同車の通過を待つて進行すべき注意義務があるのにこれを怠り、制動措置を講じることなく、漫然前記速度のまま進行した過失により、対向車両とすれ違うに際して自らバランスを崩した状態で自車を進行させて自車前輪を同人に衝突させて同人を路上に転倒させ、よって、同人に加療約 2 週間を要する左足関節打撲等の傷害を負わせたものである。

被疑者は、**日 時**頃、自転車を運転し、**場 所**先の信号機により交通整理の行われている交差点を〇〇方面から〇〇通り方面に向かい直進するに当たり、同交差点の対面信号機の信号表示に留意し、これに従って進行すべき注意義務があるのにこれを怠り、同信号表示に留意せず、同信号機が黄色の灯火信号を表示しているのを看過したまま漫然時速約 20 キロメートルで交差点に進入し進行した過失により、折から同交差点直進方向出口に設けられた横断歩道上を信号に従い左方から右方に向かい横断歩行中の〇〇〇〇（当時〇〇歳）に気付かず、同人に自転車を衝突させて路上に転倒させ、よって、同人に全治約 1 か月間を要する外傷性くも膜下出血等の傷害を負わせたものである。

被疑者は、**日 時**頃、自転車を運転し、**場 所**先の交通整理の行われていない交差点を〇〇線方面から〇〇通り方面に向かい左折進行するに当たり、同交差点は左右の見通しが困難であったから、同交差点手前で徐行し、左右道路から進行してくる車両の有無及びその安全を確認しながら左折進行すべき注意義務があるのにこれを怠り、同交差点手前で徐行せず、左右道路から進行してくる車両の有無及びその安全を十分確認しないまま漫然時速約 20 キロメートルで左折進行した過失により、折から左方道路から進行してきた〇〇〇〇（当時〇〇歳）運転の自転車を左前方約 4.1 メートルの地点に認め、急制動の措置を講じたが間に合わず、同自転車に自転車を衝突させて同自転車もろとも同人を路上に転倒させ、よって、同人に全治約 1 か月間を要する左大菱形骨骨折の傷害を負わせたものである。

第6章 そ の 他

第1節 特殊な形態の事故

記載例 266 停車時の事故

被疑者は、**日 時**頃、普通乗用自動車を運転し、**場 所**先〇〇ビル駐車場内の昇降式鉄製扉の手前約1.1メートルの地点に自車を一時停止させ、同駐車場作業員〇〇〇〇（当時〇〇歳）が前記扉を開けるまでの間、エンジンを掛けたまま降車するに当たり、自車はオートマチック車であったから、サイドブレーキを確実に掛けた上、セレクトレバーをパーキングに設定するなどしてから降車すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、サイドブレーキを確実に掛けず、セレクトレバーをドライブに設定したまま漫然降車した過失により、降車後間もなく自車を無人のまま発進させて時速約5キロメートルで進行させ、折から自車前方を歩行していた前記〇〇に自車前部を衝突させた上、同人を自車前部と前記扉で挟圧し、よって、同人に入院加療約4か月を要し、右股関節運動障害等の後遺障害を伴う骨盤骨折、尿道完全断裂の傷害を負わせたものである。

被疑者は、**日 時**頃、普通貨物自動車を運転し、**場 所**先道路の左端に、〇〇方面に向けて自車を駐車するに際して、同所は駐車禁止の交通規制がなされていた上、当時は夜間であり、同所付近には自車を直接に照らす街灯などの照明施設がなく、また、自車の後部面は汚れていて反射板も十分に反射力がないなど、後続車両の運転手が自車の存在を発見することが極めて困難であり、後続車両が自車後部に衝突する危険があったのであるから、同所に同車を駐車することは厳に差し控えるべきことはもちろん、やむを得ず自車を同所に駐車する場合には、自車の尾灯を点灯したり、自車後方に三角反射板を設置したりするなど、後方から接近してくる車両の運転者に自車の発見が容易になるような措置を講ずべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、前記措置を講じないまま自車を道路左端から約 2.4 メートルの地点まで走行車線内にはみ出して駐車した上、自車を同所に放置した過失により、同日午後〇〇時〇〇分頃、折から前記道路左端を〇〇方面から〇〇方面に向かい進行してきた A（当時〇〇歳）運転の原動機付自転車をして、自車との衝突回避を困難にさせ、同車を自車後部に衝突させて同車もろとも同人を路上に転倒させ、よって、同人に脳挫傷、〇〇骨折などの傷害を負わせ、翌**日 時**頃、**場 所**所在の〇〇医療センターにおいて、同人を前記傷害により死亡させたものである。

【交通事故・事件捜査実務研究会顧問等略歴】

木村 昇一（きむら しょういち）

平成9年7月「副検事任官」

千葉地方検察庁（交通部・刑事部）、東京地方・区検察庁（刑事部・公判部・交通部）、仙台地方検察庁（刑事部（交通担当））、東京地方検察庁立川支部（統括・交通担当）、法務総合研究所（教官）勤務を経て、東京区検察庁総務部副部長、東京区検察庁刑事部副部長、東京区検察庁道路交通部長、令和2年8月から東京区検察庁公判部長、令和3年7月退官。

【主要著書】

『定番シリーズ 交通事故犯罪事実記載例集』（監修、立花書房、2018年8月発行）

『供述調書作成実務必携〔第2版〕』（監修、立花書房、2021年2月発行）

『交通事故・事件、交通違反供述調書記載例集〔第6版〕』（編著、立花書房、2021年7月発行）

『自動車事故犯罪事実作成実務必携〔第2版〕』（監修、立花書房、2021年9月発行）

【主要論文】

『研修 793、797、802、805、809、812号』（著、誌友会研修編集部 編）

『捜査研究 No.605 常習犯罪の捜査上の問題点とその処理方法について』（著、東京法令出版）

『警察公論（連載） 検察官から見た警察捜査のポイント～窃盗事件を中心として～』（著、立花書房）

『警察学論集 第74巻第2号、第3号』（著、立花書房）

林 信好（はやし のぶよし）

平成12年4月「副検事任官」

さいたま地方検察庁（刑事部・交通部）、山形地方検察庁、仙台地方検察庁（刑事部（交通担当）・特別刑事部）、福島地方検察庁いわき支部、東京地方検察庁（公安部・交通部・刑事部）等に勤務。令和2年4月から仙台地方検察庁刑事部。

【主要著書】

『自動車事故犯罪事実作成実務必携〔第2版〕』（編著、立花書房、2021年9月発行）

『定番シリーズ 交通事故犯罪事実記載例集』（編著、立花書房、2018年8月発行）

【主要論文】

『警察公論（連載） 警察官のための供述調書作成の手引き』（著、立花書房）

★本書の無断複製（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

定番シリーズ

交通事故犯罪事実記載例集〔第2版〕

令和4年4月20日 第1刷発行

編著者 交通事故・事件捜査実務研究会

発行者 橘 茂 雄

発行所 立 花 書 房

東京都千代田区神田小川町3-28-2

電話 03-3291-1561（代表）

FAX 03-3233-2871

<https://tachibanashobo.co.jp>

平成30年8月15日初版発行 令和元年6月15日初版第2刷発行

©2022 交通事故・事件捜査実務研究会 印刷・製本 wisdom

乱丁・落丁の際は本社でお取り替えいたします。